

申 請

平成 26 年 4 月 16 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安 倍 晋 三 殿

栃木県知事 福 田 富 一



原子力災害特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 25 年 12 月 17 日
付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
栃木県鹿沼市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）のうち、別紙の「栃木県原木生しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された栃木県鹿沼市において産出されたしいたけ（施設において原木で栽培されたもの）（以下、原木しいたけ（施設栽培）という）のうち、「栃木県原木しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準」（以下、県生産工程管理基準という）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ

2 経過及び解除申請の理由

平成 24 年 6 月 1 日のモニタリング検査により鹿沼市産の原木しいたけ（施設栽培）が食品の基準値 100Bq/kg（以下、基準値という）を超えたことから、県は鹿沼市に出荷自粛要請を行った。その後、平成 24 年 6 月 4 日に国から鹿沼市に対して出荷制限の指示が出された。

基準値を超過した原因については、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後の放射性物質を含んだ降雨によるほだ木の汚染と考えられ、市内の全生産者のほだ場毎のほだ木検査を実施したところ、きのこ原木の指標値 50Bq/kg（以下、指標値という）を超過する結果となり、全量廃棄することとなった。

このような状況の中、栃木県においては、放射性物質に汚染されていない原木への更新、放射性物質の影響が少ない生産工程管理の技術的指導等について支援を行った。それらの取り組みにより、平成 25 年春の植菌分から、生産の再開を目指す生産者の生産基盤の再生に向けた取り組みが始まった。

無汚染原木を使い、県生産工程管理基準に即した工程管理を進めていく中で、平成 26 年 1 月からはその工程管理が適正であるかどうかを実証するため、子実体の発生操作を行う前のほだ木を洗浄することで、ほだ木及び子実体の放射性物質の濃度を検査する試験栽培を行った。

すべての子実体の検体（検体数 26）において、基準値を大幅に下回る低い結果となり、また、すべてのほだ木の検体（検体数 29）においても、指標値を大幅に下回る低い結果となり、基準値を超過する子実体が生産される可能性は極めて低いと推定することができた。

その結果を踏まえ、公表対象の県モニタリング検査に移行し、生産ロット毎の検査（検体数 20）を実施したところ、すべての検体において基準値を大幅に下回る結果（最大値：7.9Bq/kg、平均値：4.8Bq/kg）が得られたため、基準値を超過する確率は極めて低いと判断することができる。

3 栃木県鹿沼市における管理計画

（1）生産工程管理の実施

① 生産者の管理

栃木県と鹿沼市が連携し、対象区域内で原木しいたけ施設栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場箇所、ほだ木本数、原木入手方法、菌種、生産量などを記録した生産者台帳を作成した。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新する

ことにより生産者及びほだ場の管理を行っていく。

② 県生産工程管理基準に即した生産の実施

栃木県は、国の示すガイドラインに基づき策定した県生産工程管理基準により、原木しいたけ（施設栽培）に取り組む全生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培日誌」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、基準に適合しないことが確認された生産者については、しいたけを出荷しないよう指導するとともに、検査により基準値を超過したしいたけ及び生産に用いたほだ木ロットを廃棄させる。

③ 「栃木県原木しいたけ（施設栽培）生産工程管理基準」の概要

ア ほだ木の安全管理

各生産工程でほだ木が汚染される可能性のある工程ごとに安全性を確認する。

- (i) 原木調達→安全が確認された原木の使用
- (ii) 洗浄前のほだ木検査→1生産ロットごと3本選出し1本ごとに検査
- (iii) 発生操作前（洗浄後）にほだ木検査→1生産ロットごと3本選出し1本ごとに検査
- (iv) ほだ木の指標値を超過した生産ロット→使用禁止

イ ほだ木の洗浄

発生操作前にほだ木の洗浄を必ず行う。

ウ 子実体の安全確認

出荷前、1生産ロットごとに1検体を検査し、基準値を超過した場合は生産中止し、原因の究明と対応策を検討する。

エ 用水の安全管理

1年ごと、水源ごとに放射性物質が検出されないことを確認する。

オ 生産施設及び施設周辺の安全性の確保

生産施設及び施設周辺の危害要因を排除する対策を実施し「施設及び施設周辺危害要因対策管理表」に記録する。

(2) 出荷解除後の集出荷管理と検査計画

① 生産者の峻別及び出荷自粛の指導

鹿沼市内で県生産工程管理基準に即して生産を実施している生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するとともに、必要に応じて当該日誌の県への提出を求め、県の指導による生産工程管理が実施されていることを確認する。

また、県と鹿沼市は流通関係者等に対し、県生産工程管理基準に則した生産を行う生産者情報を周知すると共に、立ち入り検査等で基準に適合しないことが判明した生産者の生産物を取り扱わないよう指導する。

更に、鹿沼市内の生産者、農協等関係者からなる出荷制限解除に係る連絡調整会議を開催し、集出荷管理体制のそれぞれの役割と今後の管理方法について確認すること

で関係者の合意形成を図った。

② 商品の表示

栃木県は、生産者に対し以下のような表示について、生產品の販売単位ごとに、ラベル等で表示することを徹底させる。

- ア 原産地の表示→市町まで表示
- イ 生産者名（生産者ID）の表示
- ウ 栽培方法の表示→栽培方法（原木・施設）を明示
- エ 県生産工程管理基準への適合の表示

③ 県生産工程管理基準に基づいていない原木しいたけ（施設栽培）が出荷されないことの確保

流通組織の管理者は、生産者から提出された帳票等をもとに、集出荷ができる生產品のみを取扱い、それ以外の生產品の流通自粛・排除を行う。また、栃木県と鹿沼市は、連携して適切な集出荷管理が実施されているか管理する。その他、鹿沼市の集出荷管理体制により、各工程毎に厳重にチェックを行う。

④流通管理体制及び管理方法は以下のとおりとする。

ア 管理責任を負う者

集出荷・販売者	管理責任者	チェック体制
農協（JA）	農協（JA）	栃木県
直売所(個人販売含)	直売所代表者	鹿沼市、栃木県
市場・仲買・卸業者等	市場担当者等	鹿沼市、栃木県
通信販売等	通信販売等を行う生産者	鹿沼市、栃木県

イ 管理の体制及び方法

区 分	管理方法
生産者	①県生産工程管理基準に則った栽培管理 ②生産者台帳の整備に要する情報提供 ③適正な商品表示 ④モニタリング検査の実施 ⑤ラベル等への県生産工程管理基準の適合の表示 ⑥生産工程管理記録・栽培履歴の提出 ⑦出荷記録の保存及び必要に応じた提出
生産グループ 管理者	①生産工程管理による生産者への指導、管理 ②生産工程管理に基づく出荷の認否
集出荷・販売者	①出荷制限等の有無、モニタリング検査結果の確認 ②出荷自粛品の確認 ③商品の表示内容の確認 ④ラベル等への生産工程管理基準の適合の表示確認 ⑤集出荷、販売記録の保存
鹿沼市	①生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ②流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ③ネット販売等の監視
栃木県	①生産者台帳の整備 ②モニタリング検査の実施 ③モニタリング検査結果に基づく安全シールの配布 ④出荷可能な生産者の情報及び制限情報の提供 ⑤生産者、集出荷・販売者の指導及び監視 ⑥流通拠点（直売所、卸売り市場、大型店舗等）の定期的な巡回指導 ⑦ネット販売等の監視

⑤ 解除後の検査計画

ア 県生産工程管理基準に基づく検査

(i) 出荷前、1生産ロットごとに1検体検査

イ 栃木県のモニタリング検査

(i) 毎月、出荷前、市内で1検体検査

(ii) 検体は、アの検査で最も高濃度の放射性物質を検出した生産ロットから採取する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

栃木県は、速やかに鹿沼市産の全原木しいたけ（施設栽培）の出荷自粛と自主回収

を要請するとともに、基準値を超過したしいたけは廃棄させる。また、当該生産者に対して、生産工程管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

なお、国の定める「出荷制限等の解除の考え方」を満たすまで市内全域を対象に出荷自粛を要請する。

(4) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、下記の要件を満たした場合に出荷できることとする。

- ① 県生産工程管理基準に基づき生産が行われていること。
- ② 生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分下回っていること。また、測定結果の信頼性を向上させるため、モニタリング検査は、同一生産ロットで複数回実施する。
- ③ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されていること。

4 関係者への周知

栃木県は、鹿沼市・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者及び集出荷・流通・販売管理者等に周知を図る。

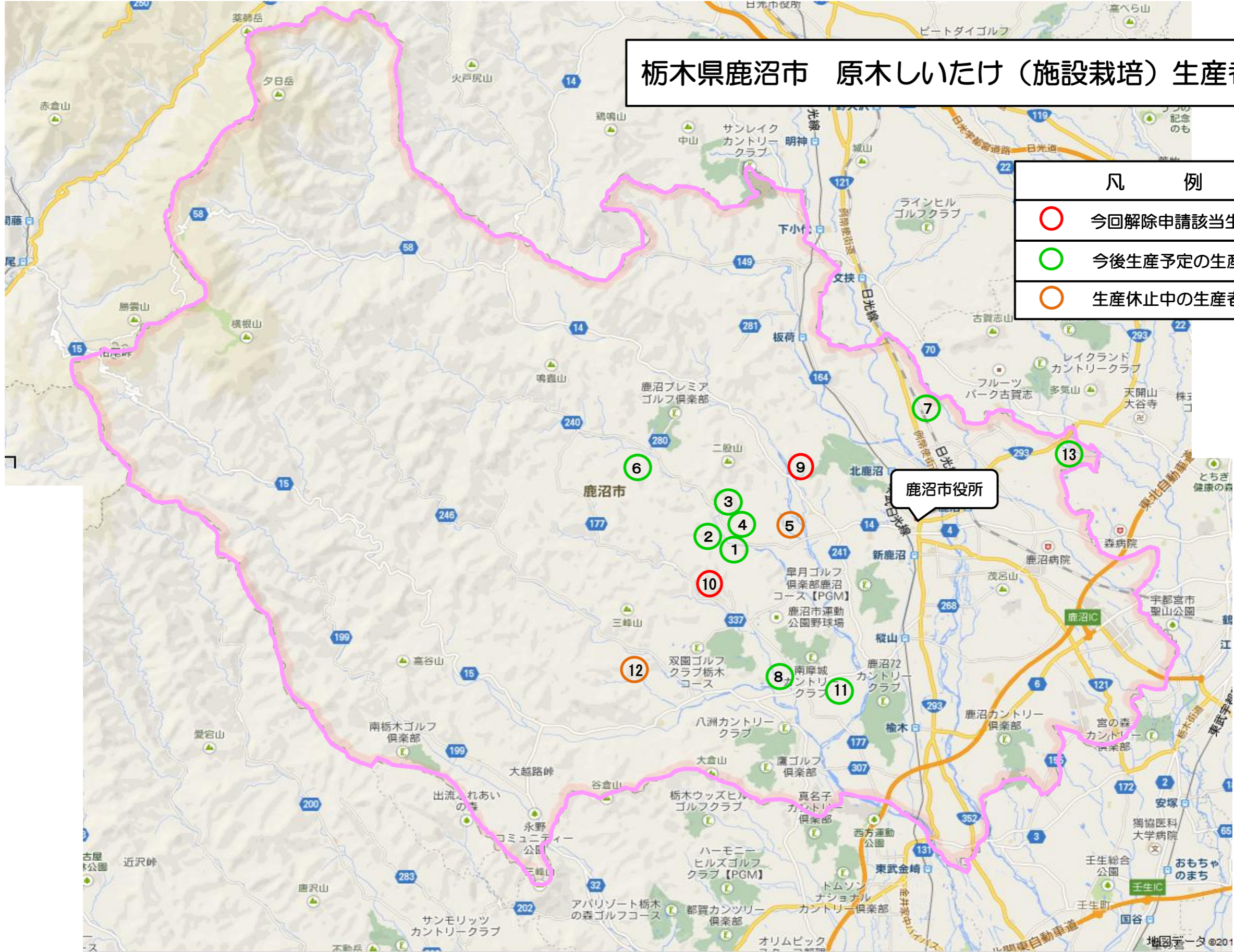
栃木県鹿沼市の原木しいたけ(施設栽培)検査結果

ほだ木 ロット	事業地	放射性セシウムの濃度			
		きのこ		ほだ木(参考値)	
		年月日	分析値 (Bq/kg)	分析値 (Bq/kg)	
⑨-1	鹿沼市 引田	H26.3.20	ND(<4.6)		
		H26.3.20	ND(<4.8)		
		H26.3.20	ND(<4.9)		
		H26.3.20	ND(<4.2)		
		H26.3.20	ND(<4.0)		
				ND(<8.9)	
				ND(<10)	
				ND(<11)	
				ND(<11)	
				ND(<9.7)	
		H26.3.24	ND(<4.4)		
		H26.3.24	ND(<6.4)		
		H26.3.24	ND(<4.7)		
		H26.3.24	ND(<4.5)		
				ND(<8.2)	
				ND(<11)	
				ND(<9.8)	
				ND(<9.8)	
				ND(<10)	
⑩-1	鹿沼市 上南摩町	H26.3.19	ND(<4.6)		
		H26.3.19	ND(<7.9)		
		H26.3.19	ND(<4.6)		
		H26.3.24	ND(<4.9)		
		H26.3.24	ND(<4.5)		
				ND(<8.3)	
				ND(<12)	
				ND(<9.8)	
				ND(<10)	
				ND(<10)	
⑩-2	鹿沼市 上南摩町	H26.3.19	ND(<5.2)		
		H26.3.19	ND(<4.5)		
		H26.3.24	ND(<4.8)		
		H26.3.24	ND(<5.2)		
		H26.3.24	ND(<3.9)		
				ND(<7.3)	
				ND(<8.0)	
				ND(<9.7)	
				ND(<8.3)	
				ND(<8.4)	
検体数			20	20	
平均値			4.8	9.6	
最大値			7.9	12.0	
標準偏差			0.89	1.20	

注：ND（不検出）のデータには、検出下限値を代入して計算した。

栃木県鹿沼市 原木しいたけ（施設栽培）生産者位置

凡 例	
○ (赤)	今回解除申請該当生産者
○ (緑)	今後生産予定の生産者
○ (橙)	生産休止中の生産者



栃木県しいたけ生産工程管理基準

原木生しいたけ(施設栽培)生産工程管理基準

1	原木生しいたけ(施設栽培)における用語の定義	P 1
2	生産工程図、生産工程一覧表	P 1~2
3	危害要因分析	P 3~4
4	危害管理基準一覧表	P 5~7
5	参考様式例	P 8~15



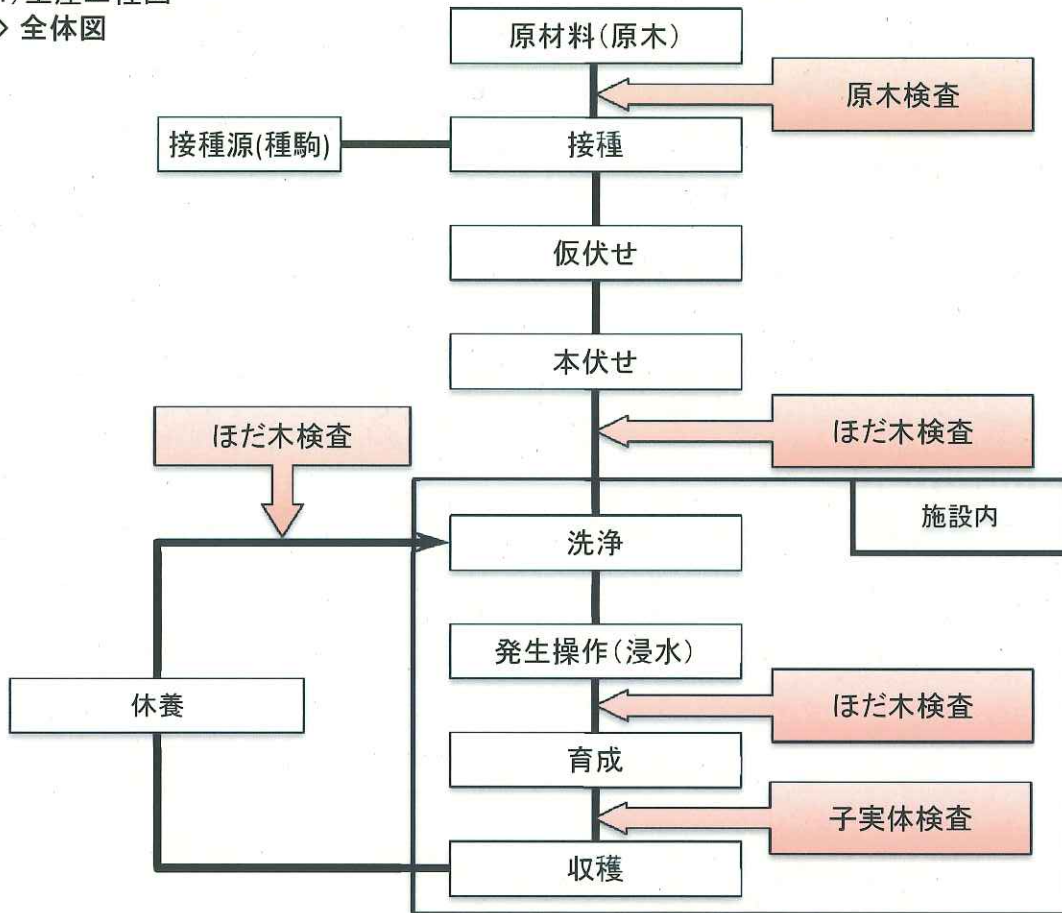
1 原木生しいたけ(施設栽培)における用語の定義

- ① 原木生しいたけ(施設栽培)とは、施設内及び自然ほだ場において培養されたほだ木に対し、浸水等によりしいたけが発生する刺激を人工的に与え、施設内においてしいたけが育成・採取される栽培法とする。
- ② 施設とは、生産工程における危害要因を排除するための装備・機器を備え、生産環境を人為的に制御できるものをいい、施設の材料及び構造は特に指定しない。
- ③ ほだ木ロットとは、①植菌年②品種③種菌形状④原木産地⑤植菌後の管理方法⑥使用歴により明確に区分できる範囲のほだ木の集団とする。
- ④ 生産ロットとは、③の区分のうち、同一の発生操作(施設規模により複数回の操作となる場合を含む)を行うほだ木の集団とする。

2 生産工程一覧表

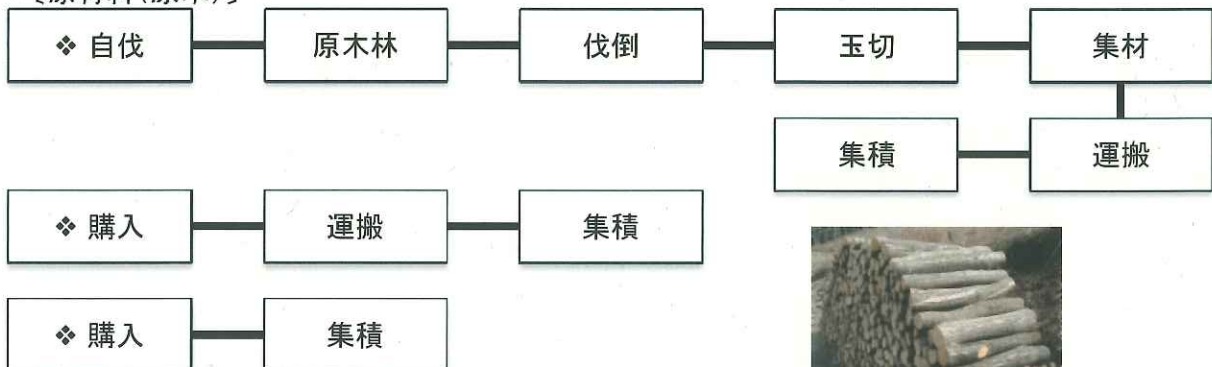
(1)生産工程図

◇ 全体図

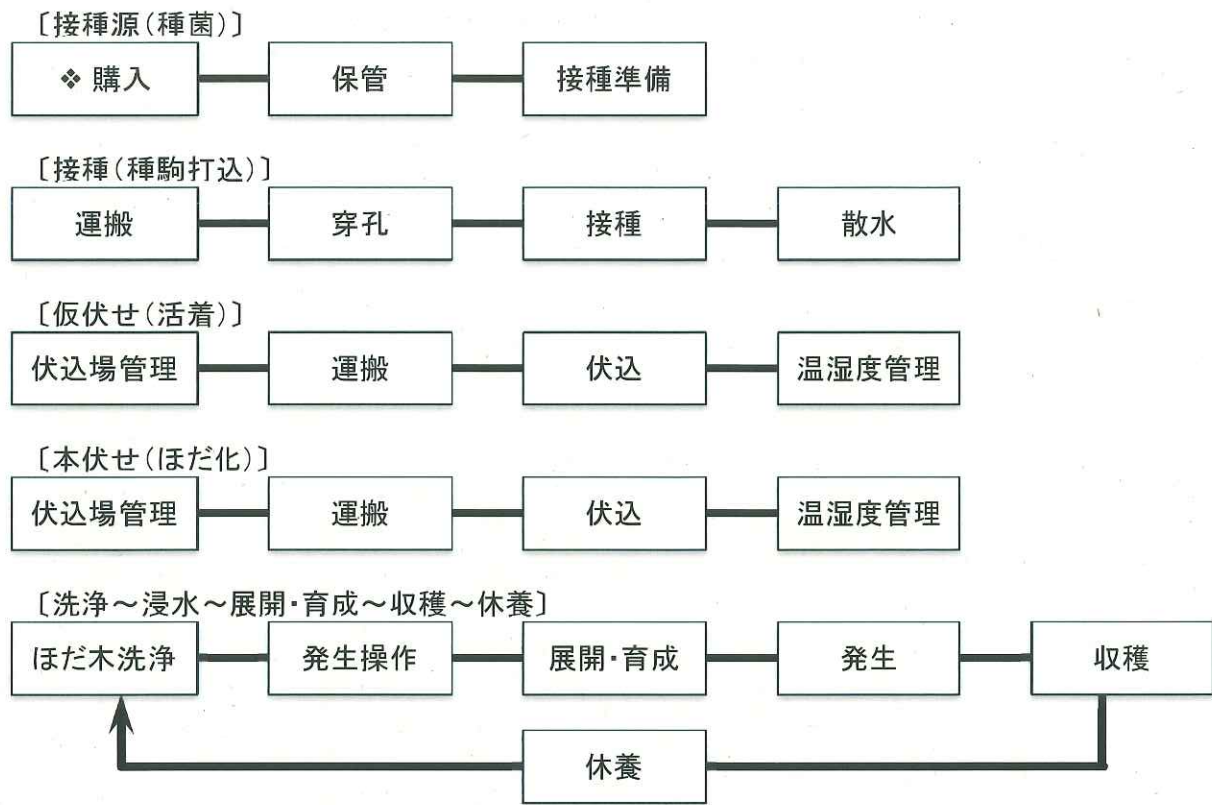


◇ 各工程

[原材料(原木)]



集積された原木



(2) 工程及び使用資材

◇ 生産者工程(生産工程)

工程		使用資機材・環境・施設等	
		資機材	環境・施設
原材料	原木調達	原木・チェーンソー、集材機、運材車、ローダー、トラック、運搬車	原木林立地
接種源	培養菌糸	種菌(木駒、オガ、成形)	保管倉庫
接種	植菌・接種	原木、種菌、封蠟 自動植菌機、穿孔機、ドリル、錐、ハンマー、作業用手袋、植菌台、運搬車、トラック	作業場
培養(活着)	仮伏せ	植菌原木、用水 保温・保湿材、遮光材(既製品、植物体)、枕木、運搬車	伏込場
培養(ほだ化)	本伏せ	ほだ木、用水 保温・保湿材、遮光材(既製品、植物体)、運搬車	伏込場
洗浄	ほだ木洗浄	ほだ木、用水 保温・保湿材、ほだ木洗浄機、運搬車	作業場、芽出室
発生	発生操作及び展開	ほだ木、用水 枠、ホイス、浸水槽、運搬車、空調機	発生舎、芽出室
	育成	ほだ木、用水、散水装置	発生舎
収穫	摘取	作業用手袋、採取容器・資材	発生舎
	包装・出荷・販売	パック、ラップ、シール、袋、ネット、段ボール、ラップ機、保冷庫、コンテナ、トラック	保冷庫、保管場所、作業場
休養	次期芽出	ほだ木、用水 遮光資材、散水施設	ハウス、休養場

3 危害要因分析一覧表

(1)各工程における危害要因を想定し記入した。

(2)危害の重篤度、発生頻度を記入した。

【生産工程】

工程		資材等		危害要因	危害分析 (5-高・3-中・1-低)	
					重篤度	発生頻度
原材料	原木調達	資機材	原木林	降下物及び汚染体積物による原木林汚染	5	5
			伐採集材機材	汚染された機材からの付着	3	3
			運搬器具	汚染された機材からの付着	3	3
		環境	原木林立地	降下物及び汚染体積物による原木林汚染	5	5
接種源	培養菌糸	資機材	種菌	販売種菌汚染による植菌原木汚染	2	1
接種	植種・接種	資機材	封蠟等	汚染された資材から植菌原木汚染	3	2
			接種機	汚染された機材から植菌原木汚染	4	4
			穿孔機	汚染された機材から植菌原木汚染	4	4
			ハンマー	汚染された機材から植菌原木汚染	2	3
			作業用手袋	汚染された機材から植菌原木汚染	2	3
			植菌台	汚染された機材から植菌原木汚染	3	3
			運搬器具	汚染された機材から植菌原木汚染	3	3
		環境	作業場	汚染物質を含む粉じんの付着	3	3
			種菌保管倉庫	汚染物質を含む粉じんの付着	2	2
培養 (活着)	仮伏せ	資機材	植菌原木	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4
			保湿温材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3
			遮光材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3
			枕木	汚染された資材からほだ木汚染	3	2
			運搬器具	汚染された機材からほだ木汚染	3	3
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5
		環境	伏込場	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4
培養 (ほだ化)	本伏せ	資機材	ほだ木	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4
			保湿温材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3
			遮光材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3
			運搬器具	汚染された機材からほだ木汚染	3	3
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5
		環境	伏込場	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4

【生産工程】

工程		資材等		危害要因	危害分析 (5-高・3-中・1-低)		
					重篤度	発生頻度	
洗浄	ほだ木 洗浄	資機材	ほだ木	汚染物質を含む粉じんの付着	5	5	
			洗浄機器	汚染された機材からほだ木汚染	4	4	
			保湿温材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3	
			運搬器具	汚染された機材からほだ木汚染	3	3	
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5	
		環境	作業場	汚染物質を含む粉じんの付着	3	3	
			芽出室	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4	
発生	発生操作 及び展開	資機材	ほだ木	汚染物質を含む粉じんの付着	5	5	
			浸水槽等	汚染された機材からほだ木汚染	4	4	
			空調機	汚染された機材からほだ木汚染	3	3	
			運搬器具	汚染された機材からほだ木汚染	3	3	
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5	
		環境	芽出室	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4	
			発生舎	汚染物質を含む粉じんの付着	5	5	
			育成	資機材	ほだ木	汚染物質を含む粉じんの付着	5
	育成	資機材	散水装置	汚染された機材からほだ木汚染	3	3	
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5	
			環境	発生舎	汚染物質を含む粉じんの付着	5	5
	収穫	摘取	資機材	子実体	汚染物質を含む粉じんの付着	5	5
				採取かご	汚染された機材から子実体汚染	3	3
				トレイ	汚染された資材から子実体汚染	2	2
ラップ				汚染された資材から子実体汚染	2	2	
集荷トレイ				汚染された機材から子実体汚染	3	3	
集荷台				汚染された機材から子実体汚染	3	3	
環境			発生舎	汚染物質を含む粉じん等の付着	5	5	
			集荷場	汚染物質を含む粉じん等の付着	4	4	
休養	次期芽出	資機材	ほだ木	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4	
			遮光材	汚染された資材からほだ木汚染	3	3	
			散水機	汚染された機材からほだ木汚染	3	3	
			用水	汚染夾雑物を含む水からの汚染	5	5	
		環境	休養場	汚染物質を含む粉じんの付着	4	4	

4 危害管理基準一覧表

(1)各工程において想定した危害要因の対策措置を記載した。

(2)管理基準に基づく記録文書を記載した。

【生産工程】

工程		資材等		危害要因に対する対策措置及び管理基準	重要度	モニタリング方法 (記録文書)
原材料	原木調達	資機材	原木林	受入時に原木の安全性を確認すること 1ロット(※)ごとに3本選出して検査すること 指標値50Bq/kg以下 ※同一市町村内の累計10ha以下の原木林	5	参考様式1
			伐採集材機材	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		環境	原木林立地	当面の間、汚染のない地域から採取すること	5	参考様式1
接種工程			種菌	汚染されていない種菌を使用すること	2	栽培日誌
種菌	植菌・接種	資機材	封蠟等	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			接種機	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌
			穿孔機	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌
			ハンマー	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			作業用手袋	常に清潔なものを使用すること	3	栽培日誌
			植菌台	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		環境	作業場	作業前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		種菌保管倉庫	作業前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	2	栽培日誌	
培養 (活着)	仮伏せ	資機材	植菌原木	枕木等を使用し、汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌
			保湿温材	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			遮光材	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			枕木	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			用水	飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施すること	5	参考様式2
		環境	伏込場	資材を使用し、植菌原木と汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌

【生産工程】

工程		資材等	危害要因に対する対策措置及び管理基準	重要度	モニタリング方法 (記録文書)	
培養 (ほだ化)	本伏せ	資機材	ほだ木	資材を使用し、汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌
			保湿温材	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			遮光材	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			用水	飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施すること	5	参考様式2
	環境	伏込場	資材を使用し、ほだ木と汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌	
洗浄	ほだ木 洗浄	資機材	ほだ木	洗浄前にほだ木の安全性を確認すること 1ロット(※※)ごとに3本選出して検査すること 指標値50Bq/kg以下 ※※同一の資材(原木、種駒)で同時期に育成するもの	5	参考様式4
			洗浄機器	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌
			保湿温材	汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			用水	飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施すること	5	参考様式2
	環境	作業場	作業前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌	
	芽出室	作業前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌		
発生	発生 操作 及び 展開	資機材	ほだ木	発生操作前にほだ木の安全性を確認すること 1ロット(※※)ごとに3本選出して検査すること 指標値50Bq/kg以下 ※※同一の資材(原木、種駒)で同時期に育成するもの	5	参考様式4
			浸水槽等	浸水1回ごとに清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌
			空調機	常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			運搬器具	使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
			用水	飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施すること	5	参考様式2
	環境	芽出室	作業前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌	
	発生舎	外からの汚染物質を持ち込まないこと 常に清潔にしておくこと	5	参考様式3		

【生産工程】

工程		資材等	危害要因に対する対策措置及び管理基準	重要度	モニタリング方法 (記録文書)	
発生	育成	資機材	ほだ木	安全性を確認できたほだ木のみ使用すること	5	参考様式4
		散水装置		常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		用水		飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施	5	参考様式2
	環境	発生舎		外からの汚染物質を持ち込まないこと 常に清潔にしておくこと	5	参考様式3
収穫	摘取	資機材	子実体	収穫した子実体の安全性を確認すること 1ロット(※※)ごとに1検体採取して検査すること 指標値100Bq/kg以下 ※※同一の資材(原木、種駒)で同時期に育成したもの	5	参考様式4
		採取かご		使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		トレイ		汚染されていない資材を使用すること	2	栽培日誌
		ラップ		汚染されていない資材を使用すること	2	栽培日誌
		集荷トレイ		使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		集荷台		使用前後に清掃し、常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
	環境	発生舎		外からの汚染物質を持ち込まないこと 常に清潔にしておくこと	5	参考様式3
	集荷場		外からの汚染物質を持ち込まないこと 常に清潔にしておくこと	4	栽培日誌	
休養	次期芽出	資機材	ほだ木	資材を使用し、汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌
		遮光材		汚染されていない資材を使用すること	3	栽培日誌
		散水機		常に清潔にしておくこと	3	栽培日誌
		用水		飲用水に準拠すること 水源ごとに水質調査を実施すること	5	参考様式2
	環境	休養場		資材を使用し、ほだ木と汚染物質との接触を避けること	4	栽培日誌

きのこ栽培用原木証明書

_____ 様

平成 年 月 日

納入したきのこ栽培用原木について、下記の通り証明します。

住所（所在地）_____

氏名（名称、代表者）_____ 印

連絡先_____

【納品明細表】

樹種	
数量	
原木林所在	
土地所有者	
原木生産者	
農薬散布等の履歴状況	（過去3カ年間の散布： _____） （周囲300m内の散布： _____）

農薬散布があった場合は、残留成分分析証明書を添付してください

放射性物質	
洗浄の有無	
採取年月日	

分析検査結果を添付してください

水質管理表

水源管理No					
水源の所在					
水源の種類					
検査時取水方法					
検査時取水年月日					
検査年月日					
分析機関					
項目	分析結果	単位	基準値	適否	確認
一般細菌数		個/ℓ	100個/mℓ		
大腸菌群			検出されないこと		
カドミウム		mg/ℓ	0.01mg/ℓ		
水銀		mg/ℓ	0.00005mg/ℓ		
鉛		mg/ℓ	0.01mg/ℓ		
砒素		mg/ℓ	0.01mg/ℓ		
六価クロム		mg/ℓ	0.05mg/ℓ		
放射性セシウム					
Cs-137		Bq/kg	検出されないこと		
Cs-134		Bq/kg	検出されないこと		

管理表作成者	印
管理表作成年月日	
水源使用予定期間	～

※ 分析報告書を添付して保存

ほだ木・しいたけ分析管理表

ロット管理 No.								
施設管理 No.								
用水管理 No.								
原木購入時のCs濃度		Bq/kg (分析年月日:)						
ほだ木	洗浄前検査	Cs濃度	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg
		測定年月日						
		分析機関						
	浸水年月日							
	浸水後検査	Cs濃度	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg
		測定年月日						
分析機関								
しいたけ	Cs濃度	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	
	測定年月日							
	分析機関							

管理表作成者	印
管理表作成年月日	
栽培期間	~

※ 分析報告書を添付して保存

見取図（周辺の土地利用がわかるもの）

